

大藏委員會會議錄第十四号

昭和二十三年十二月二十二日(水曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君
理事 大上 司君 理事 島田 晋作君
理事 堀江 實藏君

石原 登君 佐々木秀世君
高田 弥市君 松井 豊吉君
松田 正一君 宮橋 晴君
川合 彰武君 佐藤觀次郎君
重井 鹿治君 北村徳太郎君
内藤 友明君 木藤 恒松君

出席政府委員

經濟安定政務次官 中川 以良君
總理廳事務官 内田 常雄君
大藏政務次官 堀田十一郎君

大藏政務次官 平岡 市三君
大藏事務官 河野 通一君
大藏事務官 阪田 泰二君
大藏事務官 愛知 揆一君

委員外の出席者
復興金融庫 北代 誠彌君
理事 長 黒田 久太君
専門員

十二月二十二日

委員若菜地英俊君及び野原正勝君辭任につき、その補欠として高田弥市君及び佐々木秀世君が議長の指名で委員に選任された。

同日

川合彰武君が委員を辭任した。

同日

川合彰武君が議長の指名で委員に補欠選任された。

本日の會議に付した事件

大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
公認會計士法の一部を改正する法律の一部改正に關する件

○島村委員長 これより會議を開きます。

まず先日御審議をいただきました大上君外四名提出の公認會計士法の一部を改正する法律案は、諸般の事情によりましてその施行期日を改正する必要が生じたので、これを改正する法律案を委員會より議長のもとに提出いたしたいと存しますが、これが案文につきましても、ただいまお手元に附付してあります印刷物の通り、すなわち公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
公認會計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

と決定いたしましたのでありますが、

本案を委員會提出の法律案とするに御異議ございませんか。

○島村委員長 御異議なしと認めましてさよう決定いたします。

○島村委員長 御異議なしと認めまして、なほ提出の手續等に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○島村委員長 御異議なしと認めましてさよう決定いたします。

○島村委員長 次に大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○島村委員長 この法案を予算委員會より先に本委員會で議決することは、もし予算委員會において予算に変更があつた場合、當然その金額が変更になるので、そういう場合の取扱いはどういうか、あるいはさうであるか。當局の御見解を伺いたい。

○堀江委員 ただいまのお尋ねの点に對しましてお答えいたしますが、万一さうなことに相なりまして、予算と法律とが一致しないことになりますれば、後日機會があるときに、法律の方を予算に合するよう訂正いたします。こういう手續になるかと思ひます。

○堀江委員 そういふわけであります。予算委員會は非常に大きな紛糾を経て、一時から開會されるのでありますから、予算委員會は諸般の情勢から予算をいづれかに決定すると思ひます。そうすればそのあとでまた変更するというよりも、予算委員會が済んでから正しい法案を議決した方が、いいじゃないかと思ひますので、これはしばらく延期すべきだと思つております。

○石原委員 大藏委員會は予算委員會に何ら拘束されることなく、独自の見解をもつてこれは審議すべきものであつて、予算委員會がたとえ右しやうが左しやうが、これは當委員會としてはちつともそれに干渉されるものではないと思ひます。でありますから、むしろ當委員會は、この法案が當であるといふことであらば、これを指導的立場において、予算委員會をわれわれの立場の通り指導することがよいと思ひます。その上で、本件は予算委員會とは別箇に審議を進められることを希望するのであります。

○堀江委員 今石原君の意見が出ておつたのであります。予算に關するわれわれはその繰入金の金額が當であるかどうか。予算に照し合せて審議して、それが當であるという妥協が得られなかつたら、その法案は通過することはできぬのですが、予算に關することは大体分類的に、予算委員會に付議されておるのであります。われわれは予算委員會の決定した後に可決するならば、われわれの責任において独自の見解においてやるとすれば、われわれが予算委員會よりもよく審議して、この法案を可決せねば、われわれの責任が動まらぬと思ひます。その点よろしくおはからいをお願いしたいと思います。

○石原委員 この問題は堀江君も一生懸命に審議せられたのであつて、またこの大藏委員會で審議したものが、予算委員會の審議に劣つていないとは、われわれは絶対考へていないのであります。予算委員會の審議が重要で、大藏委員會の審議は悪い。こういう前提の考へは非常に迷惑であります。こういう点は特に大藏委員としての堀江君の反省を求めたい。

○島田委員 ただいまの手續の問題であります。先ほど堀江君が申されましたように、予算委員會の方でなるべく早くいづれにしても決定したいという方針で、委員會が審議中でありまして、純理論の理窟は抜きにしまして、時間的に予算委員會が通つてすぐこちらでやるならば間に合ふと思ひます。石原君の意見は一應成立しますけれども、今後すべて法律案はこゝでやつて、予算委員會をリードするといふことも、一つの理窟でありますけれども、こゝに至りましては、實際に上現実に円滑にすることが大事だと思ひますので、この際は堀江君の提案通りよく委員會の動きを見て、すぐ上げものなら上げておいて、暫時休憩して、予算委員會でやり直して通すことも遅くないと思ひます。

○内閣委員 政府委員は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

○堀江委員 予算委員會は予算がかわつて来ればこれもかわらすとおつしやつた。そうすれば予算が本まじりになる

まで待てばいいじゃないか。こういうことになるのじゃないかと思ひます。堀江君の御説を大蔵省の政府委員も認めておるのですから……。

○阪田政府委員 先ほど申し上げましたことについて、いささか誤解を受けたようでありますから、補足して申し上げたいと思ひますが、万一予算がかかるようなことがあればこれをかえなければいけない。こういうことを申し上げたのであります。すでに給與法案も両院を通過いたし決定いたしました。今回の繰入金の内容は給與によつて大体きまつて来る。こういうものでありますから、大体その結果予算の影響を受けて、この繰入金の額がかつて来るということは、すでに給與法案が通過しております以上はまずない。こういうふうに考えておるわけでありませう。そういう場合が万一あればという仮定で申し上げたわけでありませうが、実際はさうに考えてよいかと思ひます。

○佐藤(農)委員 それではこれは今度別個に審議していいものであるかどうか。現在の場合において、そこを政府からはつきりした答弁をしてもらいたいと思ひます。

○阪田政府委員 予算がかつたらどうするかというお話でありましたので、万一そういうことがあればこの法律はあとで直すというのを申し上げたのであります。実際問題として私どもの考えておりますところでは、今回の繰入金は特別会計の繰入れを必要とするのであります。ところが給與法案はすでに国会において決定せられておりますから、それに基いて必要とする繰入金がかかるということはあり

ますまい。従ひまして万一つたという仮定で申し上げたわけでありませうが、実際問題としてさうなことはこれに關する限りはない。かように考えております。

○大上委員 本案につきましてはそれぞれ質疑が出ましたが、なお慎重審議の結果、大体質疑も終了したと思ひますので、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○島村委員 大上君の動議のごとく決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員 御異議ないものと認めます。さう決定いたします。

これより採決に入ります。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○島村委員 起立多数、よつて本案は原案のごとく可決確定いたしました。

○島村委員 次に復興金融庫法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。先日の本會議におきまして大臣出席の御要求がありました。大臣はただいま關係方面との定例會見の時間でありませうので、ただいまは御出席がないかと存じます。

○堀江委員 私は先日安定本部長官の出席を要求しておいたのですが……。

○島村委員 先日出席されたのですけれども、御質疑もなかつたようでありませう。その後重ねて御要求もないため、今日は呼んでおりませう。ちよつとこのまま暫く休憩いたします。その間に迎へに参ります。

午後零時三十七分休憩

午後一時五十分開議

○島村委員 休憩前に引續き會議を開きます。本藤君。

○本藤委員 大体私は大蔵大臣に質問いたしたいと思つておつたのであります。大蔵大臣が見えられないから、どうか政府委員の方々は、大蔵大臣と思つて聞いておいて、政府として処置をとつていただきたい。大体私は以前にも申し上げましたが、復金の回収の問題が一番問題になるのであります。私ばかりでなく、ほかの委員からもよく言われましたが、とかく復金の金は仮拂いのような感じがする。こういうふうなところから、これをどうしように今後解決されて、國民の頭、事業家の頭を直して行くか。要するにこれから来る政界の腐敗、墮落、または財界の腐敗、墮落——今の内閣は官界、政界、財界の淨化といふことを一枚看板として、行政に當つておられるのでありますから、復金の金を借りた、または借りる氣持、これから発する問題が幾つかある。この回収方法をいかにするか。これは幾つかの点を私はお聞きしてみたいのであります。今当面として私が強くこの点を主張するのは、まず石炭、肥料、鉄鋼の重点産業に対して、ここにこれが融通されてゐるのであります。そこで、まずこの選挙直前において、ことに候補者が日本全國で相当立つといふことも聞いてゐるのであります。うわさによると、すでに公認の問題と、いわゆる事前選挙をする問題といたしまして、百万、二百万、三百万、五百万——これはデマのような話だが、千百万といふような説もあります。こういう説を立ててい

ないか。肥料關係にありはしないか。鉄鋼關係にありはしないか。いわゆる鉄鋼關係にある人たちが、肥料製造會社に關係のある人たち、ややもするとそういう人たちの立候補が今うわさされてゐる。二百万、三百万、五百万といふ金を使つて出ようとして、計画しておるうちに聞いておるのであります。が、そうするとこういう人たちは一体どこからその金を持つて来るか。われわれ思うに、とかく復金の金を借りたのをやるか。借りた金を自分の事業に使つて、そのあとを返すべき金を返さないとか、または回収すべきものを回収しない、こういう方面に悪用しております。これは、われわれは思ふのであります。一体大蔵省としてはこの復金の金を通じて、將來どういふふうに回収をされるか。今の回収から見ると、運轉資金におきましても、実際に回収率が悪い。また設備資金におきましても、これはある程度まで、その會社が利益があつたら、やはり回収を督促するといふように行かなければ、要するにまずインフレを助長する。その金がいづ／＼な方面に悪用されて行く。これが政界、財界の腐敗、墮落になつて行く。ひいては官界の墮落までになつて行くといふようになります。から、そのほかの今の金融面から、經濟面から、今日選挙に何百万といふ金を使つて出ようといふのが、金のくめが困難である。私は復金の關係から多分出るのではないかと思ひます。が、これは政府として、むしろ大蔵關係ではさういふことはありませうといふことは、当然自分の職責上言われるけれども、われわれはさういふことの答弁をされたとしても納得できないの

で、實際問題として鉄鋼關係、肥料關係、鉄鋼關係の人たちが立候補する場合に、必ず使ふことは明瞭であるのであるが、私は選挙の方まであまり進んで話をすると、取締りの方までは關係ありませんが、少くともこの復金の問題はただ増額ばかりするのでなくて、インフレの防止のためにいたしまして、政界、財界の腐敗、墮落をしないために、これは政府の案を修正願ひたいといふところから、この回収といふことをひとつ突つ込んで伺ひたいと思ふのであります。第一にそれを伺つた後になおまだ二、三點聞きたいことがあります。

○塚田政府委員 回収の問題につきましては、本委員會において本法案の審議が始まりましたから、しばしば御指摘になりまして、すでにもうお答え申し上げておる通りでありまして、政府といたしましては、この復金が当初貸し出した時に、多少十分注意の届かない点などがあつたために、復金の金は借りもらひという感じを、民間に與えたといふような前例にかんがみて、その後の動きにおきましては、十分注意をいたさせておるのであります。それから回収の具体的な方法といたしましては、先日もちよつと申し上げましたように、むしろ当初貸出しをいたしましたときの事業計画に従つて、やつておるのであります。利益が出たらそれで償還して行く。また利益の出ないものに對しましては、長期のものにつきましては、適當の時期に自己資本に切替へをさせる。こういう形において極力回収をいたしております。また相當その後実績が上つておることは、先日理事長から申し上げ

た通りであります。

なおこの問題に關連して、復金の資金が今度の選挙などに必ず使われておるといふ疑がある。ことに復金の資金の出るような事業に拂つておる人の立候補の場合は使われておる。そういう場合をどうするかというお尋ねであります。これは私など先日来いろいろと考へておるのでありますが、今日の段階におきましては、選挙に相当多額の金を使うといふことは、まず普通の状態では考へられない。そういう場合にたとへば復金その他の金融機関から、事業に使う金として出たものが、あるいは流用されておはせぬかといふことは、私どもも一應考へて、それらに對しては何らかの措置をあるいは必要とするのではないかと。こういうふうに考へておるのであります。しかし今のところまだ告示にもなつておりませんし、選挙運動も行われておらぬのでありますから、これは將來告示でもあつて、選挙運動が一般に行われるようになった場合において、当然とるべき措置である。こういうふうに考へておるわけでありませう。

○本藤委員 今の日本の復興のために基本産業として石炭、肥料、鉄鋼といふものは重要であるから、國をあげてむりでもやらなければならぬといふ点は、われわれはあえてその制度を否定するものではありませんが、たゞそれがある／＼間違ひに行くのであるから、今の基本産業のこのやうなものに携わつてゐる、要するに資本家といふか、またその資本に關係のある家族にいたしましても、直接その会社にいろいろ關係のあるやうな人たちは、むしろこれは國家事業のやうなものであるから、一体そういう人たちがそういう

から、一体そういう人たちがそういう

いろ／＼な懸念が飛ぶのであるから、まず少くとも一千万円とか、またはどのくらいか限度以上この政府の金を使つてゐるやうな人たちは、ほとんど立候補させないといふところまで、大蔵省はむしろ進んでいさすべきだと私は思ふのであります。

それから五千万円以上は委員会の承認を得るということになつておりますが、むしろこの委員会は委員制度としていたすのであるが、商工省または農林省、安本でいへば、計画を立てていさすのである。その計画を立てるとき、おそく有力な一つの事業、そのメンバーは、すでに商工省または農林省、安本とある程度までは話を進めておいて行くのだと私は考へております。また、これは計画を立てたものと、監督といふものと、いろ／＼その行政面についてよほど研究しなければならぬから、この委員制度といふものはむしろ廢してはどうか。むしろこれは復金な度、方法を設けていたして、政府がこれを十分に監督するといふことで、五千万円以上は委員会の決定というやうなことの特例があると、これがまたいろいろなる腐敗、墮落の問題が起きると思ふ。そういうたゞ重要なやうな問題だけは委員会に特権があつて、實際の復金の運営に對しては、前にも申し上げたやうに、うわさに聞けば大臣はあまり出席しておらない。重要な案だけはつくつて、利用するといふか、悪用しておいて、實際面の運用に對しては、あまりやつておらぬやうに、われわれはちよつと感ずるのでありますから、これは廢してはどうか。むしろも

ちほもち屋で、復金の關係だけで十分政府の監督をやつてはどうか。どうか政府当局からこの点も承りたい。

○塚田政府委員 御指摘の点はまことにものともな点で、おそく復金を改組いたします場合の改組案の主眼になる点だと考へます。そこで政府におきまして、先般もお手元に届けております今度の改組案におきましては、貸出しは復金の理事当局の責任において行ふ。復金委員会は廢してはどうかという御意見のやうであります。が、廢すといふことも一應考へられますけれども、廢さなくとも、やはり復金委員といふものはそれ自体に別の使命を持つてゐるから、復金委員の機能といふものをかゝまして、そして復金委員会はどこまでも復興金融の大きな根本方針、大綱をきめるというところにどめて、貸出しの具体的な問題については今後開議いたさない。こういうふうに大改組案を立ててゐる次第でございます。

○島村委員 本藤君にちよつとお願ひいたしますが、安本に一時半から重要會議がありますから、安本の方を先にお願ひいたします。

○本藤委員 大体安本でいへば、計画を立てられるやうにわれわれは思つておりますが、安本で計画を立てる上においては、むしろ商工省または農林省の關係を経ることと思ひますが、石炭なら石炭については、ただ石炭だけではなくして、日本の石炭はほとんどある年限を経れば埋藏量がだん／＼に減つて、將來石炭では立たぬといふことをわれわれは考へるのであるから、これに對して電力で行くのも一つであり、あるいは亜炭とか、天然ガスと

代に一日も早く日本の經濟復興に資するために、特に復金の融資といふことが考へられたわけでございます。日本の經濟の復興を総合的にながめて見ますときに、まず第一に取上げられることは、何といたしましても基礎産業の培養、これを復興をせねばならない。そこで今度つて当初石炭並びに電力方面に、復金の融資が主として向けられておりました。しかしながらこの復金の融資に對しましては、先ほど御指摘のあつたやうにいろ／＼な問題もございませう。今後は今度までございませう。先般の三原則に示されておりました。さらにこのたびの九原則の中にも明らかに示されておる次第でございます。今後は市中銀行でまかなうことができない主として長期建設の資金といふやうな健全な資金に、復金の融資を向けて行こうと考へております。しかもこの制度につきましては、委員の民主化、復金の自主性をとりもどすといふ点は、ただいま大蔵政務次官の申された通りでございます。しこうして今後は日本の經濟の総合的の開発をながめるときに、先ほどの御説の通りに石炭はなるほど限度がございませう。今後は電源の開発といふ方面に、非常なる力を向けなければならぬと考へております。こういう方面に對しましても、今後災害防除対策とつれまして、電源開発対策といふのが大きく取上げらるべきであらうと考へております。そのほか間違ひいたします日本は、今御指摘のあつたやうな畜産による合理的な畜産業による日本の農業の合理化等につきまして、必要な部面に

おきましては、この方に有効に資金を向けることが当然と考えられるのでありまして、経済安定本部としてしましても、今後は商工省なり農林省の計画を十分取入れまして、これら関係省とも連絡を密にいたし、御趣旨に沿うべく有効な処置をいたしまして、日本の経済の復興に十分貢献いたすという点に、主眼を置いて考えて行きたいと存じておる次第であります。

○本委員 御説明によつて基本的な一つの方針はわれ／＼大體了承いたしました。その運用については今後よく研究願いたい。一般國民の中小企業はほとんど瀕死の状態にありまして、ひとり基本であるという特別な恩恵のあるものだけがはでに行くと、これは、國民として非常に不公平な感じがいたすのでありますから、これは趣旨はいいけれども、運営において間違ひますと、この不公平が國民の思想上、経済上に影響いたしまして、ひいては政治的に大きな動きをなし、また政界、財界、いろいろな方面に行くのであるから、安本としてもただ一つの基本的な方針だけでなく、運営目的の小さいところまで入つて行けば、私はあつて昭和電工の問題のごときは起きないと思ふ。どうか今後の運営に対しては、安本でも復金の運営、回収ということに対しては、もつと細目にわたつて研究されることが必要だと思ふのであります。こういう点は安本でできないとすれば、一般の市中銀行にある程度のものは委託して、もち屋はもち屋としての道を開いて、もちろん安本なり商工省、農林省なりのそういう基本的な案を立てる人たちとも、一切のものはやらなければならぬが、この運営、

回収ということに対しては、復金とそれに付随して日本のあらゆる金融界に入れてやつた方が、むしろ公平に行くのではないかと思ひますが、今後の行き方に対する方針を承りたい。

○中川政府委員 ただいま御指摘の点は、これまたごもつともな御説でございます。ことに日本の今後の輸出工業の振興等を考えますときに、現在の中小企業は非常に重要視しなければならぬ部分でございます。現在ややもすると中小企業が重要産業に押されまして、ままたき扱ひされておるといふ点がしばしば見受けられるのであります。これらの方は従来いわゆる傾斜生産方式、重点主義によつてこつと中小企業の大きな犠牲であつたと存じますが、今後中小企業を育成する上においては、中小企業の今最も困つておりますのは資金難でございます。かような場合におきまして、中小企業に対する融資を適正にいたしますために、去る九月に復金のいわゆる市中銀行を通じての代理貸、また補償貸等の制度を設けて、ただいまこれらが活潑に運営されつつあるような状態でございます。こういうような面を通じて、市中銀行が一番よく中小企業の実態を把握しておりますので、復金におきまして、これら市中銀行の意向、希望等を十分聴取いたしまして、これらを加味いたしました適切な運用をいたすべく、考えておる次第でございます。ことに安本におきましてこの施策立案が、ただ単に作文に終ることなく、今日の日本の経済の実態、國民の眞の叫びに直結いたしますような施策立案をいたし、金融方面もさうな面におきまして十分なる改善をい

たしたいと、念願いたしておる次第でございます。

○堀江委員 まず安本当局にお伺ひしたいことは、金融政策の問題であります。前の内閣から、日本の経済再建のためにインフレーションを収束しなければならぬという方針のもとに、いろいろの施策をやつて來られたわけでありまして、前内閣時代におきましてわれ／＼がこの委員会であつたかと思ひますが、年末の通貨の発行高の見通しを聞きましての場合に、年末には二千七百億の見込みであるという答弁があつたのであります。不幸にして見込みが違つて、今日においては三千百億を超過しておるといふような状態になつております。現内閣の方針は大體に言ひますと、現在までの統制を廃して、なるべく自由主義経済にものとすといふような経済政策がとられるというやうなことが、発表されておりました。しかし経済三原則、あるいは最近の経済九原則によりまして、経済政策における大きな轉換をせひやらなければならぬ状態になつて來た。特に金融等の問題に重い制約を受けることになつたことは、御承知の通りであります。しからば復金の問題とも関連しまして、時間が迫つておるのであるべく簡単に結論だけにいいたしたいと思ひますが、復金は私の記憶によれば、本年に入つてからも四回目の増資であるやうに記憶しております。これは金融計画がずさんであつたのではないかと。なお今回百億の増資の案が提出されておるのでありますが、現在の復金の行き方をもつて、非常に大きな資金需要があるといふやうな大蔵当局の答弁であつたのでありますが、はたしてこの

一回百億限りで、復金は今の形において増資されるものであるかどうか。それと関連して、復金の増資によつて、いわゆる從來言われておつた復金インフレーションが起つて來ることは、当然なことでありまして、復金の増資によつて、インフレーションの問題と、経済九原則、安本が今後の金融計画をどういふ見地において立てられるのであるか。その具体的な問題として、復金は將來増資をやるのかやらないのか。現内閣の経済政策は、前の内閣がインフレを収束すると言ひながら、現実においてはインフレを高進するやうな政策をとつて來たといふこと、しかもこの内閣はインフレをやるやうな内容の政策であるが、それを経済九原則によつて大きな轉換をしなければならぬといふ段階に立つた場合において、どういふ金融政策をとられるのであるか。経済政策の一環として、金融政策をいふゆるデフレの政策をとられるのであるかどうか。それと関連して、先に質問しました復金の將來の増資の問題、そして金融に対する九原則の関連についての方針を、まずお伺ひしたいのであります。

○内田政府委員 堀江さんの御質問にお答え申し上げます。御質問の中に、本年末の通貨の現在額は二千七百億の計画であつたが、現在は三千億を超えておるといふお話がございましたが、御承知のように現在の通貨の発行額は、日本が金本位制度をとつておりませんために、いわゆる管理通貨として、人間の理性によつて経済の計画にマッチして、通貨の限度をきめて参るといふ仕組みで、通貨発行審議会というものがございす。その通貨発行審議会

によりまして、今年の九月當時までの通貨の発行限度として、二千七百億と定められておりましたが、十月以降年末までは、御承知のように経済の關係が非常に複雑に動いて参る期間である。と申しますのは、産業的にも年末金融の問題があり、貨政におきましては、ことに食糧管理特別会計におきまして、供米の代金が非常に活潑に、大部分この期間に一年中のものが支拂われるという關係がございすために、それを九月末におきまして三千三百億円を拡張いたしております。従ひまして私どもも、年末は通常の狀態で行けるならば、この三千三百億の限度内で通貨は収まる。かように見て参りました。ところが最近におきまして、ただいまお話がございましたやうに、すでに三千億を突破し、年末ぎり／＼にはあるいは三千五百億程度にもなるだろう。こういう見通しが出て参りました。従つてそこに限外発行が行われるやうな状態になりました。これはお説のやうに必ずしもわれ／＼の計画を破るやうな、金融政策がずさんであつたといふことではないのでございまして、現状におきまして限り、実は米の供

出の成績が非常に過ぎで、そのために、食糧管理特別会計から、当初見込みではこの十月から十二月までの期間に、大体千億四角の買上げ代金が支拂われるという見込みでございました。ところが、超過供出等のものもぼつぽつ出始める状態でありまして、これが千五百億を超えるやうな資金の支拂状況が現れて参りました。従つてその關係が主になりまして、年末には三千五百億くらい出て参る。これは一月あるいは二月等において供米があれば、

その際に資金が出るものが、繰上つて十二月に一時的に出て参る。その見返りに米が政府の倉庫に積まれる。こういう形が現れて参つた。さういふひとつ御承知をお願いいたします。

その次に復金の増資の問題でございますが、復金の増資についても、これはお話のように本年において何べんもやつておりますが、安定本部において一年中の総合資金計画のようなものを樹立いたしました。この総合資金計画は復金等の貸出しばかりでなく、一般金融機関の貸出し、逆に申しますと、産業資金需要が、資材関係あるいは日本の復興計画とマッチして、どのくらい資金が必要であるか。さらにそれに財政計画、國の予算、あるいは地方財政、それらの面において、今日一般會計においては、御承知の通り公債は一つも出しておりませんけれども、鉄道とか、通信とか、食糧管理特別會計、あるいは薪炭會計、その他の特別會計において、あるいは建設公債、あるいは品物と見合う運轉資金の借入れ等がございます。そのために公債、借入金、証券等の類を本年度で申しますと一千億程度の公債発行増、借入れの増があります。それをいかなる時期に、いかなる程度において、それらの金を調達して参るか。こういう財政資金、特に特別會計における財政資金の關係をも調整して、それらに對して一体貯蓄がどれくらいあるか。貯蓄の關係を組合せまして、大体大きな資金計画のわくを立てて参ります。さらにこれは全体を通じてインフレにならないように、經濟の総合指標と言われております國民所得の推算をいたしまして、國民所得が一年間にあるいは一兆九千億

円であるとか、あるいは物價、賃金の移動等によつては二兆四千億というような推計をいたしまして、國民所得の中から一切の財政資金も産業資金も、あるいは消費資金もまかなわれなければならない。これがまかなわれなければならない。結局インフレになつて、物價も國民所得のわく内に納まるように、先ほど申しましたように、な資金を集めて参るといふことで、おおよその見通しもつて参つております。さういふいたしました場合には産業資金につきましては、先ほど中川政務次官からもお話がありましたように、現在の過渡期の經濟事情のもとにおきましては、一般の金融機関からだけの貸出しができません。どうしても復金の制度に頼らなければならぬ。しかし復金の制度に頼ります場合には、復金は一般の預金も取扱ひませんから、増資をいたして、その増資に對して政府から拂込みをいたす。あるいは拂込みをいたすかわりに、増資のわく内で債券を発行して、その債券を消化して参る。消化して参ることは、先ほど申しました國民所得のわく内で消化ができる。言いかえますと、市中銀行等において消化ができるのであれば、これまたインフレにならない。たとえ何べん増資をいたしましても、結局それは國民所得の中まかなわれたいやうなことになる。したが、ただ現状におきましては残念ながら増資をしても、財政資金から増資の全額の拂込みができておられない。しかば、その發行する債券は一般の國民所得、市中銀行で消化されているかといふと、これもなか／＼さうに参つておりませんために、六割とか七割と

いうものは日本銀行がこれを引取つて、復金に金を入れておる。こういう事情になつて参つておる。そこにおつしやるような復金インフレと言われる余地が残るのだからと思ひます。従いまして今後復金というものは、安定本部にいたしましてもにわかにはこの制度をやめて行くわけには行かないと思ひます。今後特に經濟復興五箇年計画をやつて参ります場合には、長期の資金は一般の金融機関からはできないから、そこで復金を運用の形はいかうにいたしましてもぜひ使ひたい。この場合に増資もいたすのであります。今度の百億ばかりでなしに、百億の限度が一ぱいになりました場合には増資をいたしまして。ただその増資の中に、今後としては國が財政計画の中に、おいて拂込んで参る。あるいはそれがどうしても拂ひ込めない場合には、日銀が背負ひ込んで通貨の増発にならないように、一般金融機関で消化できるように仕向けて参りたい。かような仕組みで資金計画及びその運用をやつて参りたいと思ひます。

なおまた全般的インフレの問題であります。昨年十二月末における通貨の發行高は二千二百億がちよつと切れるくらい。二千二百九十六、七億だつたと思ひます。それに今年末が三千から五千億になつたといひます。三千三百億くらいの通貨の増発になりまして、この割合はおそらく六〇%増くらいであります。しかるに、それは本年の事情でございますが、昨年に對比いたしますと、昨年の初め、言いかえますと、一昨年の末は通貨の發行高はおそらく九百億合だつたと思ひます。それが先ほど申しましたよう

に、昨年末には二千二百億近くなつた、すなわち千二百五十億くらい昨年は通貨がふえた。ちよつと昨年の通貨のふえ方と本年の通貨のふえ方は、大體絶對量においてとん／＼である。若千今年の方が多くはございますが、パーセンテージにいたしますと、そこに非常な違ひがあります。去年は通貨が一年間に二五%くらいの増加に相なつたと思ひます。それが本年はただいま申しましたように六〇%程度で納まるというところは、これは通貨のふえますことはいふことはございませぬが、世間によく言われますように、本年はインフレの足並みも大分緩和して参つた。これは通貨ばかりではなしに、物價にとり公定價格は改訂がございしましたけれども、公定とやめをと、りまぜました実効價格等の動き方も、昨年に比べて非常に緩和して参つておる。その間通貨がふえておりますが、生産自身も昨年に比べて、私どもの計算で一六・七%パーセント昨年よりも実質的に生産がふえておると思ひます。これは昭和六年あるいは昭和十年、十一年等に比しますと、五、六十パーセントのところを低迷しておる困つた状態ではございますが、徐々にではありますけれども生産がふえて参つた。生産が一七・八パーセントふえ、物價は実効價格にして四、五十パーセント上つておる。こういう状態のもとにおいては、通貨が六〇%くらいふえておることは、物價なり生産の事情から見ると、必ずしも悪い状態ではなからい。しかし、これは油断するわけには参らない。通貨がふえて参るのは、信用取引も徐々に回復しているでしようし、退職通貨も引出されて使われてい

るでしようから、この辺でせひとどめたいという氣持で、安定本部も大きなところから見ておまして、一つの政

党からの政策だけで左に動いたり右に動いたりしないで、日本の經濟安定のために、安定本部としては回復を着実にやつて参つております。

○選任委員 九原則との關係を……
○内田政府委員 九原則につきましては、第三番目に今後の金融のあり方は、日本經濟の復興に直接關係のあるものだけに重点化してやつて参る。かようなことが示されております。この九原則は御承知のように、実は今回初めてでございます。この前ドレーパー陸軍次官が來朝されましたその直後等に、これは今度のような書簡ではございませぬが、司令部から安定本部に經濟安定十原則として示されてございします。當時あるいは新聞等により一般には出なかつたかとも存じますが、その十原則の中に、今回とまつたく同じことがございまして、従つて安定本部の施策としては今回の九原則に始まるのではなしに、すでに今年の中ごろに示された十原則の線によつてやつて参つておる。これを具体的に申し上げますと、御承知のように金融機関の貸出しにつきましては金融機関の融資準則というものがございまして、金融機関は一般に集めた預金でも、これを重点的に運用しなければならぬ。必ずしも担保がよいとか、利息がよいとか、償還がよいとかいふことで、運営してはいかぬといふような融資準則が大藏省から示されている。さらにそれに関連して産業資金の貸出し優先順位というものがございまして、設備の新設擴張を認める範圍がどれ、補修の資

金を認める範囲がどれ、運轉資金を優先的に取扱うものはどれだというような、甲乙丙等の順位をつけたものがございまして、さうなものによつて運営されている。これも今回実は一年間の経済の動きによりまして多少の修正はいたすこととして、現在司令部と打合せ中でございますが、さうなものもある。復興金融庫の貸出しにつきましても、融資準則は復金には直接適用はございせんけれども、精神は復金につきましてもまったく同じで、國として設備の新設拡張あるいは補修等を、どうしてもやらなければならぬところだけ重点的に、先ほど申しました資金計画の範囲内において出して参る。ことに、中川政務次官からお話がありましたように、運轉資金等はなるべく復金からは出さないで市中銀行の方にまわして、ちやうど今度の九原則に合うような運営の仕方を、いろいろやつて参つて来ているつもりでございます。今後さらにまた改善を加える場合が多からうと存じますが、さうな氣持でやつて参つております。

○堀江委員 経済九原則を日本はどうしても実行しなければならぬというように、一本爲替レートを早急に設定しなければならぬと思われるのであります。一本爲替レートを施行する場合において、日本の経済はいわゆるインフレの傾向から、デフレ・インフレ傾向になるのではないかとわれわれは考へておりますが、それと現在雇大に貸し出されているところの資金計画による貸出し資金の関係は、どういう御見解を持っておりますか。

○内田政府委員 九原則の関係はむしろお説と反対に、一本爲替をやるため

の準備工作として、日本政府としてやつて参らなければならぬものだと、われわれも了解しております。従いましめてこの九原則を運営することによつて、インフレーションを起さないで首尾よく單一爲替レートの設定ができ、日本経済を國際經濟と矛盾なく結びつけるようなふうにして持つて参りたい。かように考へております。

○堀江委員 資金計画につきましても、本御見解をいろいろ聞いたのであります。次に大蔵当局の御見解をお伺いしたいのであります。まず復金の本質の問題であります。先日来いろいろ質疑應答がかわされたのであります。簡単に申し上げますと、市中銀行で融資できない金融を復金がやるのであるということ、事實のほうであります。しかもそれは赤字金融をやらないということ、しかもその融通を受けける企業は私企業であり、そして純然たるところの國家資金とも言うべき資金を融通するといふ問題につきましても、非常にそこに矛盾が起りはしないか。この問題について、島田委員と御質疑應答があつたのであります。また納得が行かぬのであります。資金計画では、資金の面において純然たる國家資金であり、しかも企業の面においては純然たる私企業である。しかもその赤字金融をやらない。回収してやるのだ。現在までの回収の未納の金額の見込みは三、四億にすぎない。なぜこのやうな雇大な貸付金があるにかかわらず、また三、四億くらいが回収不能として予想されるにかかわらず、一般市中銀行で金融がやれないのか。また復金の残高資産表を見ますと、復金の金

利は一体に高いのでありまして、今まで聞いておるところによりまして、年九分五厘になつておるのであります。だから暫定的な十月末の残高資産表によると、二十億くらいの利益勘定が出ておるやうに考へております。この問題は島田委員との間に質疑應答がありまして、全然政治的見解が違つたやうに、全然政治的見解が違つたやうに考へております。実際にこの復金の本質としてどうした金融機関があるか、どうあるか、どうあるか、企業の民主化とかあるか、國營とかいいます。國營的な民主化がなされずして、資金の面、しかも全金融機関でなくして、復興金融庫だけのやうな形態といふものには、大きな矛盾を大蔵當局として感ぜられておるのではないかと考へておるわけでありまして、まずこの点についてお伺いいたします。

○堀田政府委員 復金で出します資金がもうかるならば、どうして市中銀行でやらないのかといふことであります。これは今まで貸し出してあります先などの實際をお考えください。市中の金融機関としてはやはり扱えない性質のものであるといふことは、十分に御理解いただけると思つております。どうしても金を出さなければならぬものの中で、ほんとうに營業的な観点に立つておる市中の金融機関では、どうしても扱えないものが十分あるはずであつて、そしてまた今まで出しておるものは、確かにさういふ性質の企業であつたわけでありまして、さらにこの復金資金といふものが、國家的の性質を持つておるといふことも、これを借り受けるものが、私企業的な性質のものとの間に矛盾を感じないかとい

うことでありますが、これはほんとうに自由企業の形態で私企業の完全な形になつておれば、多少の矛盾が感ぜられるといふことは、先日私が申し述べた通りであります。ただ私も先日も申し上げましたやうに、これらの資金を受くべきものは、必ずしもほんとうに自由經濟時代の自由企業の形態になつておらないといふこと、それから復金資金を貸すといふことも、それが國家資金によつてただ補給をするといふ形のものではなくして、必ず回収をさせるという建前に立つておるのでありますから、その双方の面から決して矛盾はないもの、こゝろいふやうに私どもは了解をいたしておりました。しかしもしもさういふこととして、運用の上においてこれを誤ることがあつてはならないから、貸すものはどこまでも健全なる企業に、そしてほんとうに日本の復興のために必要な企業、そして借りたあとの回収は徹底的に、安全にといふ両方の實際面の注意を合せて行ふことによつて、さういふ矛盾の発生しないやうに、極力努力いたしておる次第であります。

○堀江委員 その貸出しの問題についてお伺いしたいのであります。この当初ごろから金融が極端に逼迫しておる。この逼迫しておる状態において金融を得るといふことは、非常に多くの努力を要するのであります。やみ金融といふやうなことは公然の秘密になつておるわけでありまして、こうした金融の逼迫事情における貸出しといふことは、市中銀行においてすらやみ資金が横行しておる。もちろんこゝろに非常な便宜の得られるところの何と言いますか、手放しのやうな融資と

一面言える復金融資において、いろいろな昭和電工事件を初めとする不祥事件が起きた。なお発表されないにしても、もつと少い金額においても、必ずさういふ事件が起つておるといふことを私は推測するのであります。復金の金を借りるためには一割なり二割なりのコミッションは当然出してもよいといふやうなうわさが、世間に立つておるくらいであります。これは必然的にまつたおる不正なこゝろした貸出し方法が、現在の金融状況のもとにおいては必ず起るといふことが考えられるのであります。これはどうして國家資金をさうしたことにやらしてはいけないといふ意味において、いろいろ御見解もあつたわけでありまして、こゝろいふことはばくはなかく直らぬと思ふ。これを是正するためにさうした具体的の方策をお持ちになつておるか。お伺いしたいと思ひます。

○堀田政府委員 御質問の点は確かに私どもも、過去にさういふ欠陥が相當顯著にあつたといふことを考へまして、今後の復金の改組に際しまして、十分さういふ点を考へておるわけでありまして、要するに市中銀行におきましては、さういふやうなスキヤンダルがあまり起らない。復金において非常に起るといふことについては、そこにごさういふ違いがあるかといふことにごさいます。結局先ほどの御質問のやうに、國家資金でありますために、それを貸し出すいろいろの過程において、政治もしくは官廳といふものが介在をする。さういふことのためにやはり多少はさういふ機会が多くなるので、今後は貸出しを復金理事者に全責任を負わしてやらす。官に介在はさせ

ないという処置をさせることによつて、市中銀行と大体同じ形態に貸出しが行われるようになり、そういう弊害は少くとも大部分は取除かれるのではないか。こういうふうに私は考えるのであります。

○堀江委員 回収の問題であります。回収の問題につきまして、復金当局が先ほどちよつと触れましたように、回収不能と認められるものは三、四億にすぎない。これは今の状態においてはそうであるかもしれませんが、了解したわけでありまして、インフレの進行途上において、去年からことしでは物が倍になった。その前に借りた金はことしでは半分借りたことに該当するわけですね。そうしたインフレ途上においては相当の金を借りても、相当なるコミッションを出しても、それを不正に使つてもそれは何ら痛くはない。インフレが進んで三倍、四倍になれば四分の一とか五分の一の価格の返済をすればよいことになつておりました。そういうことも行われ得ると思ひます。先ほど安本当局にお伺いしましたように、必ず今の九原則によつて日本の経済は、その準備工作として爲替一本レートが早急に設定されなければ、日本の貿易は進行して行けないというところは当然なことでありまして、日本の経済は大体——私は経済知識が低いのでありますが、インフレ・デフレーションの形に移行するのではないかと、こういうことを予想しておるものであります。しかもそのデフレーションの行き方が、政策の面においていろいろ問題を惹起すること、考へられないではないのであります。大体においてそういう傾向が考え

られる場合において、今回の百億の増資によつて歴大な貸付が行われる。なお従来の貸付が相当多額な回収未納の状態にある場合において、デフレーションになつた場合にこの回収がはたしてやり得るかどうか。これは將來の問題でありまして、あるいは通貨の切捨てとか何とかいふ問題も起るかもしれない。起らぬとしたならば、デフレーションになつた場合においては、非常に回収が不能になるというよりなことが、当面の経済の見通しからして考えられる。こういう点についてどういふ御見解を持つておられるか。お伺いしたい。

○塚田政府委員 こういふぐあいインフレ・デフレーションが急速に進捗する場合に金を貸しておくと、結局借りた者が物價の騰貴によつて得をするという御指摘の点、まことに過去の事例において御指摘の通りであります。ただこれは復金資金だけについて言えることではないのであります。こういう問題は他の一般の金銭貸借全般においてあるものでありますから、そういう議論をいたしております。これは経済全般の問題になるのであります。ただそれと同時に、私どもはやはりそういう事態が起ることがもしやむを得ないと思へば、これは極力最低限度にとどめなくちやならない。一方でどん／＼貸し出しておいて、一方でどん／＼インフレが高進するようになれば、御指摘のやうな欠陥が非常に大きく出るというところで、政府としましてはやはり経済はできるだけ早く安定さすという線に向つて、いろいろ強力な総合施策を講じておるわけでありまして、そういう一連の総合施策によつて、そういう欠陥

がかりに出てくるなるべく最小限度にとどめたいというふうをいたしておるということを、御了解願ひたいのであります。

それから將來デフレになつたら、ますますとれなくなるのじやないかという御指摘の点であります。これは経済界が混乱でもいたすことになれば、そういう懸念は相当あるものであります。が、しかしその点につきましても、私どもはそういう懸念の起きないやうに、経済界の將來の見通しは急激なそういう事態の起きないやうに、徐々に安定をして行くといふやうな熱心ないたしておるわけでありまして、そういうことによつて將來この金がとれなくなるやうな事態の発生いたさないやうに、政策を総合勘案いたしておるわけでありまして。

で、ひとつうんと馬力をかけてやつたら、いろいろ面にむする有効じやないかと思ふのだが、そういう御意見があるかどうか、伺つておきたい。

○愛知政府委員 この点は前にも申し上げたやうに、私どもはいたしましては、回収にも非常な力を復金当局でいたしておるものと考へておるのであります。先般申し上げたやうに、勘定の仕方によれば一月から三月までに二百五十億の増資が必要ではないかと思われ、事態を、諸般の關係からこれを百億にとどめて、しかも復興債の引受先については、できるだけ市中の消化を奨励して行きたい。こういうふうに考へておるわけでありまして。

復興金融庫は、日本の産業經濟の復興に寄與する特別の使命のもとに設けられたもので、その計画においてはまさに適切なものであると申すべきであります。しかるにその運営の面においては、しばしば物議をかもし、ややともすれば復金本來の使命を逸脱するものとの世評をこうむるに至りましたことは、まことに遺憾とするところであります。が、翻つて復興金融庫の産業復興に寄與した実績を冷静に批判すれば、復金制度の功績を否定し得ないものがはなはだ多いものと信ずる次第であります。今や復金制度運営上の失敗や不正が世上一般に流布せられ、復金本來の使命を没却してとくくの論議がかわされておりますが、復金そのものは日本産業復興のため存続を絶対に必要とするものでありまして、今日の段階において復金が正常の状態において、必要な資金の調達を制約すべき理由とはなり得ないものと信じます。要は日本に未経験の復金制度の運営途上における失敗や欠陥を厳格に反省し、復金本來の使命が遺憾なく發揮せられ、日本産業復興に活力を注入し得るやう、制度の改正につきすみやかに検討を加へべきでありまして、制度の改正を理由として今回の増資を阻止すべき理由なきものと認められます。よつて復金資本金百億増資の原案に賛成の意を表する次第であります。

○島村委員 御異議ないものと認めまして質疑を打切ることになりました。これより討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。宮崎靖君。

○佐藤(義)委員 復興金融庫法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して條件付で賛成いたします。復興金融庫につきましては、世上いろいろなりわさがあり、國民疑惑的になつておることは事実で

○島村委員 次は佐藤閣下御君。

○佐藤(義)委員 復興金融庫法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して條件付で賛成いたします。復興金融庫につきましては、世上いろいろなりわさがあり、國民疑惑的になつておることは事実で

あります。今日までの貸出しの政策がずさんなところもあり、これがひいて種々の弊害を興えたことも事実であります。この百億の増資につきましても、わが社会党の党内におきましても種々議論がございまして、そのことについていろいろと検討したのであります。政府及び当局の熱心なる説明がございまして、しかも貸出しにつきましましては、今後綿密に調査し、これを合理的に監査するという塚田政務次官の答弁がありましたので、この意見を尊重しまして、今回の事情はやむを得ないものとして、これを認めるにやぶさかでないものであります。しかしそれと同時に今までのようなずさんな方法では、この改革が容易でありませんので、國會が直接これを監督して、さらに復金小委員会を通じて、今までの弊害を除去して、新しい機構にかえることをわれわれは條件としたいと思っております。さらにこれを法制化しまして改組されることを切に願ひいたします。特にわれわれは中小工業者あるいは農村金庫等の方面に、資金の融通をされることを条件としまして、今後とも今までのような大資本ばかりでなく、庶民階級にもこの資金が融通されるように、特に切望したいと思っております。今回の復金の増資につきましましては、われわれも種々検討いたしました。従来弊害を非常に考えたのであります。今度の改組を条件としまして、本案に條件付で賛成をしたと思います。以上をもつて社会党の本案に対する賛成意見といたします。

○本藤委員 私は社会革新党を代表いたしまして、本法案を修正したいと思ふのであります。

要するに第三條及び第四條第一項中千三百五十億を千四百五十億に改めるというのを、私は千四百億に改めるように修正したいのであります。その理由は、インフレを防止する。要するに日銀の引受けをやらないうで、市中銀行だけでまかなつて行きたいということ、貸しもらいという國民の考え方を改めるために、どこまでも力を入れてやりたい。なおまた政界、財界、官界の腐敗、墮落をさせないために、私は以上のようなことにしたいという修正案を出すのであります。

○堀江委員 本法案に対して日本労働者農民党を代表いたしまして、意見を申し上げたいと思ひます。敗戦後における日本のこんなたる経済情勢下において、復興金庫というような特別な機関が生れざるを得なかつたということについては、その当時の事情として認めるものであります。しかし敗戦後三年を経て日本の経済も安定的な方向に向つて来ている。一方この復金の融資の問題にからみましても、昭和電工事件を初めとして醜惡な事件がいろいろ現れております。なお基本的な問題としては、復金の融資が結局独占大資本の援助という形になつて現われていることは、一般國民として見のをしてならないところの大問題と考へるのであります。なお根本問題としましては、復金のような金融形態をとるのであつたならば、企業において重要産業は形態を民主的な企業に、電力事業にしまして、石炭の事業にしまして、あるいは肥料なり鉄鋼の事業にしまして、民主的な國營の形態にしなければならぬ、この矛盾は永久に除かれない。また貸付けにおけるところの

いろいろな不明朗な問題は解消しない。そういう意味におきまして今回出された法案につきましましては、これを契機として大いに検討する必要があるという意味におきまして、本案の増資に對しましては反対するものであります。

○塚田政府委員 ただいま御討論におきまして、社会党の委員から御條件が御提出になりました。政府といたしましては十分御條件の趣旨を体して善処いたしたいと考えております。

○島村委員 本案に対しては修正の動議がありますから、これを議題といたします。討論を省略することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員 御異議ないと認めまして討論は省略いたします。社会革新党本藤恒松君提出の修正案を議題として採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○島村委員 起立少数、よつて本修正案は否決せられました。次に原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○島村委員 起立多数、よつて本案は原案通り可決確定いたしました。しばらく休憩いたします。

午後二時十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

大蔵省預金部特別会計外一特別会計の昭和二十三年度における歳入不足

補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊に一括集録〕